

# 第1章 ガイドラインの目的等

## 1. ガイドラインの目的

いつ起こるかわからない地震災害に対しては、防災対策と同様、被災後の復興対策についても、日頃から考え、準備しておく必要がある。

災害に強く安心して暮らせる都市の実現と被災者の速やかな生活再建を図るためには、できるだけ早期に都市の復興計画を定め、迅速かつ円滑に復興事業を進めていかなければならない。

本ガイドラインは、こうした復興都市づくりに携わる実務担当者の指針として、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などをとりまとめたものである。

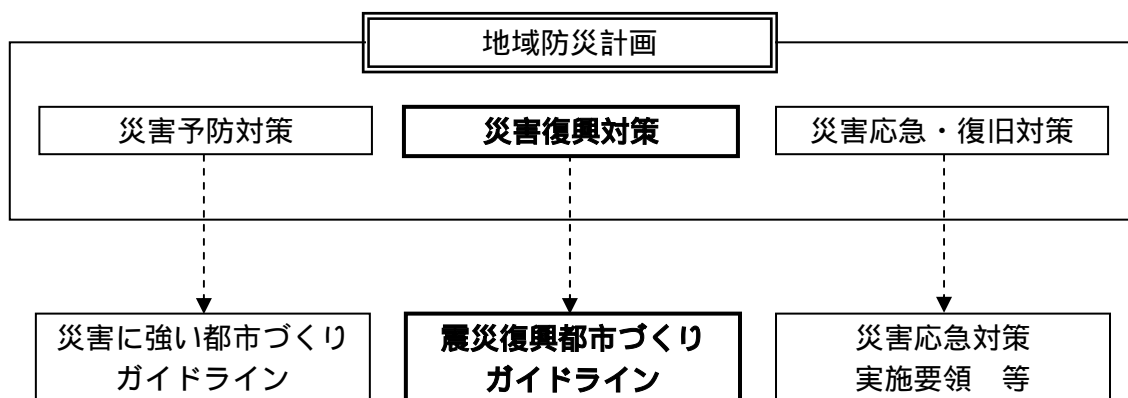
## 2. ガイドラインの性格

### (1) ガイドラインの対象

被災後の対応としては、応急・復旧・復興の3段階があり、また、復興に関しては、生活の復興、住宅の復興、都市の復興、経済の復興などの各分野に分類される。

本ガイドラインは、復興分野の中でも、特に被災住民との連携・調整が求められる「都市の復興」に内容を限定するものであり、**都市計画担当部局等が活用する復興実務の手引き**とするものである。

【地震災害対策における本ガイドラインの位置づけ】



(H10.3策定(H17.1改訂))

## (2) ガイドラインの特徴

本ガイドラインでは、震災後の混乱が予想される、災害発生日から概ね6か月以内を中心に、復興都市づくりの進め方や考え方を示している。

なお、実際の運用に当たっては、個々の状況を正確に把握し、本指針の趣旨を踏まえた危機管理の視点で、迅速・的確に判断し、柔軟に行動することが必要である。

いつ起こるかわからない地震災害に対しては、被害の度合いが必ずしも想定の内とは限らないことから、本ガイドラインでは、**被災時における行政・住民のまちづくり体制は必ずしも十分でない状況を想定している。**

また、より迅速で円滑な復興のためには、平時における事前対策が重要であり、第5章では、行政、住民、公民協働の各視点から、より望ましい復興のための、平時における取組のあり方について整理している。

## 3. 復興都市づくりの目標

復興都市づくりに求められることは、被災者の一日も早い生活再建と、安全で暮らしやすい都市環境の整備である。

本ガイドラインでは、「**迅速で円滑な都市の復興**」と「**安全で快適な都市づくり**」の**両立を図る**ことを基本理念に、復興都市づくりの考え方や進め方を示している。

迅速で円滑な都市の復興

安全で快適な都市づくり

